

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和4年12月2日)

陳情4年危機管理第23号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年-23 (R4.11.24)	危機管理	北朝鮮のミサイル発射に係る意見書の提出について	
<p>▶陳情事項 北朝鮮のミサイル発射について、国に対し、嚴重な抗議を求める意見書を提出すること。</p>			

<p>▶陳情理由 北朝鮮が、令和4年11月18日、ICBMと見られるミサイルを発射した。国際社会の安全を脅かす暴挙であり、断じて容認できない。 令和4年になって、北朝鮮が弾道ミサイルなどを発射したのは40回近く、約90発に上る。10月4日には中距離弾道ミサイルが日本列島上空を通過。11月3日と18日には大陸間弾道ミサイル（ICBM）とみられる弾道ミサイルを発射した。 日本の領土や、領空、領海を通行する船舶、航空機などへの被害も考えられ、日本国の平和と安定を脅かす暴挙であり、同国に近い鳥取県も対岸の火事ではない。 ロシアのウクライナ侵攻と同様に、鳥取県議会として、これに強く抗議するとともに、国に対し、北朝鮮に対する嚴重な抗議を求める意見書を提出することをお願いしたく、陳情するものである。</p>
<p>▶提出者 倉吉市 個人</p>

現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

危機管理局（危機対策・情報課）

【現状】

- 1 北朝鮮は国連安全保障理事会の決議に違反し弾道ミサイルの発射を繰り返し、本年は既に31回発射し、かつてない高い頻度でかつ新たな態様でのミサイル発射を繰り返している。
- 2 中には、日本の上空を通過するものや日本の排他的経済水域（EEZ）の内側に落下するものもあった。
 - ・ 3月24日に発射された大陸間弾道ミサイル（ICBM）級のミサイルは、北海道渡島大島の西方約150kmの日本海、EEZの内側に落下した。
 - ・ 10月4日に発射された中距離弾道ミサイル（IRBM）級のミサイルは、青森県上空を通過し、日本の東約3,200kmの太平洋、EEZの外側に落下した。弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるとして、北海道、青森県を対象に全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達が行われた。
 - ・ 11月3日に発射されたICBM級のミサイルは、日本に飛来する恐れがあるとして、宮城県、山形県、新潟県を対象にJアラートによる情報伝達が行われたが、日本海上空で消失したとみられている。
 - ・ 11月18日に発射されたICBM級のミサイルは、北海道渡島大島の西方約200kmの日本海、EEZの内側に落下した。

【ミサイル発射時における県の対応】

- (1) 国等からのミサイル発射情報を覚知した際には、県民や市町村、関係機関等へ情報提供、県内関係船舶等の安否確認などの安全安心情報の提供を速やかに行う。
 - ※上記と並行して、発射情報を覚知→知事へ直ちに報告、指示→関係職員の緊急参集→情報収集→知事コメント公表等の対応を行う。
 - ※これまで日本国内、鳥取県内においてミサイルによる被害の情報はない。
- (2) 上記現状の2に記載の弾道ミサイルは、EEZ内に落下、あるいは日本に飛来するおそれがあるものであったことから、警察や自衛隊なども参集して警戒会議を開催し、経過と現状、県の対応等を共有した。（出席：知事、副知事、統轄監、関係部局、警察本部、自衛隊）

【県の取組状況】

- 1 鳥取県では、令和元年10月、内閣官房長官に対し、北朝鮮に対してあらゆる手段で断固とした対応をとることなどを要望した。（10月2日に発射された弾道ミサイルが、重要な漁場である大和堆周辺に落下したことを受けての要望活動）
また、鳥取県では、弾道ミサイルの発射があった際には、知事コメントを公表している。コメントでは、政府に対して「拉致問題も含めて実効性のある措置を執ること」等を求めている。
- 2 国は、弾道ミサイルの発射があった場合、北朝鮮に対して抗議を行っている。
 - ※内閣官房の公表資料による。抗議の有無が明らかでない場合もある。

<参考> 近年の北朝鮮による弾道ミサイルの発射状況（弾道ミサイルの可能性のあるものを含む。防衛省資料をもとに作成。11/25 現在）

2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
15回	14回	0回	13回	4回	4回	31回